

掛川市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果を公表する。

令和5年5月15日

掛川市監査委員 山下 一 夫

掛川市監査委員 山 本 行 男